事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1)地域の災害リスク

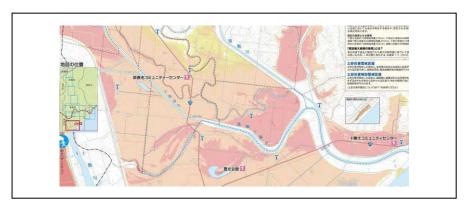
(洪水:浦幌町ハザードマップ)

浦幌町には浦幌川をはじめ大小さまざまな川が流れており、浦幌川が氾濫した場合の浸水想定区域は、浦幌町ハザードマップによると、国道38号沿線の中心市街地南部で1メートル以上の浸水想定区域に含まれており、また、浦幌川西側地区の多くでは3メートル以上の浸水も想定される。

また市街地区以外でも、浦幌十勝川等が流れる下浦幌・十勝太で、最大5メートル以上の浸水も想定されるエリアがあるなど、町内広範囲にわたり、洪水のリスクがある。



(出典:浦幌町ハザードマップ(市街地区))

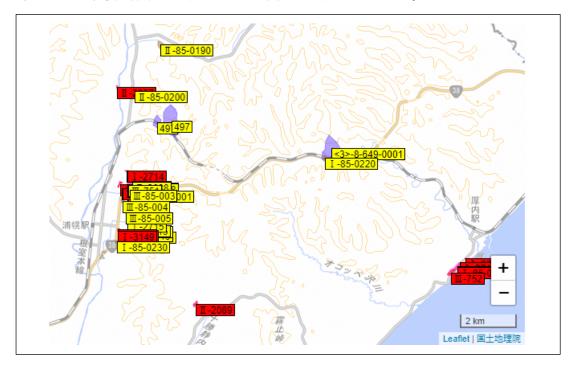


(出典:浦幌町ハザードマップ(下浦幌・十勝太地区))

地区名	主に想定される浸水深
市街地区	3m以上
下浦幌・十勝太地区	5m以上
吉野・万年地区	3m以上
その他地区	1m未満

(土砂災害:北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、市街地区近郊や厚内地区において、急傾斜地の崩壊や土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されており、区域内には小規模事業者が点在しており対策が必要とされている。



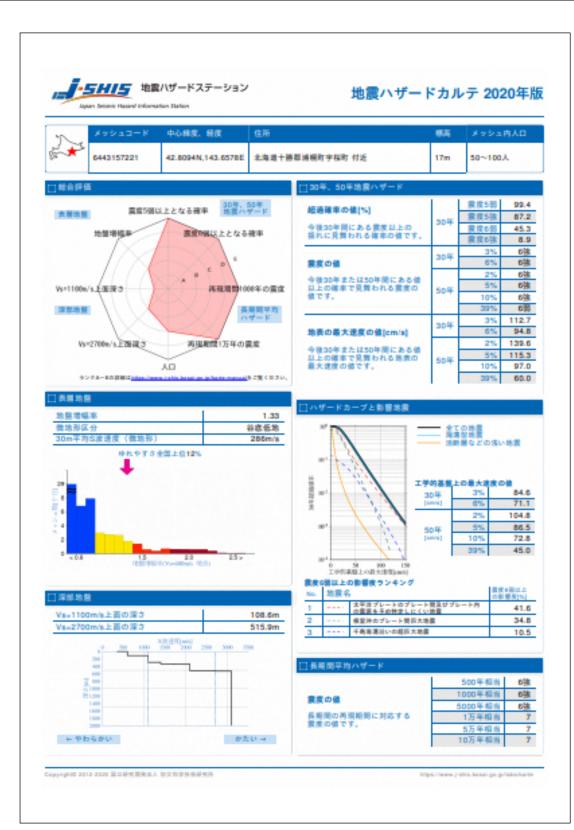
(出典:北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震・津波:地震調査研究推進本部・J-SHIS・浦幌町ハザードマップ)

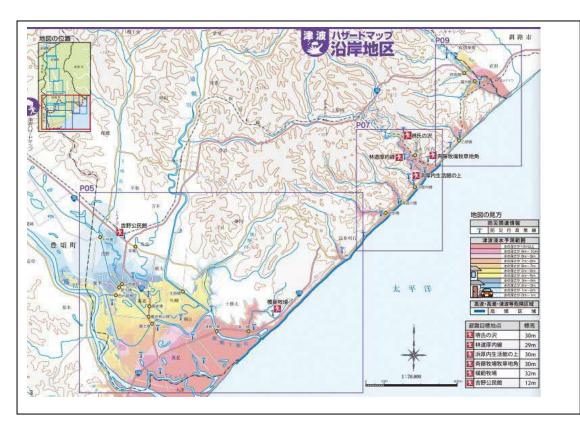
浦幌町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると十勝沖の海溝型地震及び十勝平野断層帯による内陸型地震などとなっており、地震ハザードステーションの超過確率では、今後30年で震度6強以上の発生確率は8.9%。6弱以上の発生確率は45%となっている。

実際に平成25年2月の十勝地方南部地震(震度5弱)では公共施設の損壊など1,677千円の被害、また、平成30年9月の胆振東部地震ではブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

さらに、浦幌町は東側が太平洋に面しており、海溝型地震の発生時には、多大な津波被害も想定される。浦幌町ハザードマップによれば、沿岸地区の多くが危険区域に指定されており、実際にも平成23年3月の東日本大震災では、漁船・漁港等、総額56,926千円の被害があった。



(出典:地震ハザードステーション (J-SHIS) 地震ハザードカルテ)



(出典:浦幌町ハザードマップ(沿岸地区))

(その他自然災害)

浦幌町では、これまでも暴風雨による数々の風水害に見舞われてきた。特に平成28年の台風7、11、9号の連続上陸において風水害が多大な被害を及ぼし、総額310,773千円の被害となった。

なお、当町の気候環境は寒冷の気象条件下にあり、平均気温は真夏でも19度前後、冬季の平均気温は1月の厳寒期でマイナス7度前後と寒冷の度が厳しいが、積雪量は比較的少ないエリアである。

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、予防対策として自己管理のほかワクチン接種などが重要である。特に新型コロナウイルスは新たな感染症であり、当町のワクチン接種率は87.8% (R3.11) と高い接種率となっているが、変異株が現れるなど、今後も感染が拡大することも想定され、感染が拡大した場合は、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響・経済的被害をもたらすことが懸念されている。

≪過去における主な災害記録≫ (出典:浦幌町地域防災計画資料編(平成21年以降部分抜粋))

年月日	種別	被 客 状 况
H21. 6.22 ~23	大雨災害 (低気圧)	床下浸水 3棟3世帯8人 農準(場)減失・埋没等3ha 1,900千円 農作物(境)661ha 農業用施設15ヶ所 7,100千円 河川16ヶ所 43,500千円 道路37ヶ所 14,300千円 水産被害 その他2件 500千円 十業被害 その他2件 500千円 一般尺有林(治山施設)4ヶ所 2,000千円 一般尺有林(林道)12ヶ所 7,650千円 水道 5ヶ所 1,700千円 清掃施設 (一般廃棄物処理)70千円 被害途額 78,720千円
H23. 3.11	東北地方 太平洋沖地震	 繋節地 三陸冲 北線38.1' 東経142.9' 深さ24km マグニチュード (M) 9.0 水産被害 漁船 (沈没流出) 2隻 7,584千円 " (破削) 19隻 7,305千円 漁港施設1ヶ所 31,047千円 共同利用施設4ヶ所 10,707千円 その他記21ヶ所 その他1ヶ所 283千円 被索総額 56,926千円
H24. 5.3 ~5	大雨災害 (低気圧)	農業被害 農地浸冠水179ha 決壊・流失被害が5.4ha 農業用施設 16箇所 5,600千円 土木被害 道路 17箇所 8,100千円 河川 14箇所 14,450千円
H25. 2.2	十勝地方南部の地震 (震度5強)	公共施設 (その他) 1,677千円
H26. 12.17 ~18	暴風、波浪警報、大 雪警報	農業被害 なし 林業被害 林道の倒木、覆木による通行障害 防災無線 施設ケーブル断線 防災無線引込み線への倒木 地上デジタル 14件(視聴不可、ケーブルの断線等) 幾業・・3件、電豊・・1件、常宝・・1件、円山・・2件 留真・・1件、活平・・3件、富川・・2件、相川・1件 土木被害 町道への覆木による交通障害(5路線) (瀬多来类関線、帯宮幾千世線、八代沢線、静内線、静内8号線)
H27. 9.10 ~12	台風17号	水産被害 207,930千円
H27. 10.8	台風23号	土木被害 倒木3箇所1,500千円 公共施設 (その他) 24箇所 11,205千円

年月日	板 別	被 害 状 況
H28. S. 17 H28. S. 21 H28. S. 23	台風7号 台風11号 台風9号	一部該損 3棟 6,235千円 床上浸水 1棟1世帯 2,400千円 農業被害 農業用施設 36箇所 27,000千円 その他 1箇所 45,000千円 五木被害 河川 21箇所 40,000千円 通路 49箇所 33,000千円 倒木 9箇所 2,200千円 根木 9箇所 2,200千円 株業被害 林地 57箇所 123,004千円 株業被害 林地 57箇所 123,004千円 株業 6箇所 2,400千円 衛生被害 清掃施設 2,400千円 金立文教施設被害 2箇所 19,190千円 社会教育施設被害 1箇所 240千円
H29, 9, 18	台風18号	道路被害 8,400千円 河川被害 21,200千円 農業被害 7,000千円 林業被害 1,600千円 非住家被害 710千円 住家被害 —部級損 400千円 社全部社施設被害 280千円 土木衣主教施設 300千円 公立教施設 300千円
H30, 9,6	北海道阻振東部地震	町内全域停電

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 226人(独自データ(※R2全国商工会連合会実態調査)

・小規模事業者数 206人 (H26経済センサス)

・商工会員数 158人(平均年齢63才)

	業	種		商工業者数	小規模事業者数	備考
	建	設	業	3 2	3 1	町内に広く分散
	製	造	業	3 0	2 4	II.
商工	卸	売	業	9	4 6	II.
業者	小	売	業	4 2	4 0	市街地に集中
	飲食	業・宿	泊業	2 9	2 9	IJ
	サーヒ゛	ス業・そ	の他	8 4	7 6	町内に広く分散

(3) これまでの取組

ア. 当町の取組

項目	年 月	備考
浦幌町防災会議条例	S37. 12	制定
浦幌町国民保護協議会条例	H18.3	制定
浦幌町国民保護計画	Н19.3	制定
防災ハザードマップ	Н25.3	作成・全戸配布
浦幌町津波避難計画	Н25.3	制定
浦幌町災害時備蓄計画	H25.4	制定・随時更新
浦幌町地域防災計画	Н31.3	全部改正 地域防犯ハンドブック 全戸配布
避難所運営マニュアル	R2. 1	制定 R2.6 一部改正(感染症対策)
浦幌町強靭化計画	R2. 4	制定
防災訓練の実施		町民対象:防災講和、机上訓練
例火訓練の美胞		職員対象:実技訓練、机上訓練
		①非常食 ②衛生用品
防災備品の備蓄	_	③生理用品 ④暖房器具
		⑤寝具 ⑥感染症対策資材

イ. 当商工会の取組

項目	年 月	備 考
防災訓練の実施	R2.3	会員、職員合同/年1回
損害保険への加入促進	R2.8	チラシ配布 全会員
BCP講習会参加	R2. 11	職員研修出席/巡回による事業計画策定の説明

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウ ハウをもった人員が十分にいない。

- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備え たマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化 計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告 ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに 拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築 する。

• 成果目標

	業		業種		商工業者数	小規模事業者数	策定	目標(事	業継続	力強化計	十画)
	未	化里	(独自データ)	(経済センサス)	R4	R5	R6	R7	R8		
建	設	業	3 2	3 1	1	0	1	0	1		
製	造	業	3 0	2 4	0	1	0	1	0		
卸	売	業	9	4 6	1	0	1	0	1		
小	売	業	4 2	4.0	1	1	1	1	1		
飲食	食業・宿	皆泊業	2 9	2 9	0	1	0	1	0		
サービス業・その他		その他	8 4	7 6	1	1	1	1	1		
合		計	2 2 6	206	4	4	4	4	4		

[※]策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、計画期間において両地域の小規模事業者が策定するよう設定した。

・実施目標

項目	目 的	目 標	î
事前対策の	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染		
必要性を周知	症等リスクを認識させるとともに、事前対策	セミナー開催	年1回
	としての計画策定の重要性を認識させる		
計画策定の支援に	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に	職員会議及び	年1回
向けた内部協議	支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	勉強会の開催	十1四
保険・共済普及に	保険・共済に対する助言・加入手続きを行う	職員会議及び	左1回
向けた体制づくり	ための職員の育成と連携を図る	勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に	連携会議開催	年1回
	速やかな復興支援策が行える体制の構築		

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、 事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日~令和9年3月31日

6 事業継続力強化支援事業の内容

・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

浦幌町	浦幌町商工会				
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業				
事業継続力強化計画策定に係る	継続力強化計画策定支援・				
助言・指導	フォローアップ				
災害等リス	スクの周知				
関係団体	との連携				
防災訓絲	東の実施				
応急対策時の対策及び復旧支援					

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染 症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内 部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・ 商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- 事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等に ついて事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

・商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会の提携先保険株式会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

・ 小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認 (年1回実施)

商工業者對		商工業者数	小規模事業者数	策定件数				フォローアップ回数						
未		作里	(独自データ)	(経済センサス)	R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建	設	業	3 2	3 1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
製	造	業	3 0	2 4	0	1	0	1	0	0	1	0	1	О
卸	売	業	9	4 6	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
小	売	業	4 2	4 6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業・宿泊業		2 9	2 9	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	
サービス業・その他		8 4	7 6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合		計	2 2 6	206	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

・町、商工会並びに、農協等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、浦幌町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練协会	発災後の連絡手段等の確認
訓練内容	発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	浦幌町総務課

カ. 発災時における被害報告基準について

・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじ め浦幌町総務課と協議し策定する。

(2) 発災後の対策

・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次 の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。 連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール(ショートメール・Eメール等) ③SNS (LINE・メッセンジ・ャー)
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等 を活用し情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・ うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事から の感染防止に必要な協力要請に基づき商工会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・浦幌町災害対策本部の方針に従い、浦幌町総務課と連携をとり実施に向けた役割分担・ スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状 況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき	全職員
警戒	・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4以上の地震が発生したとき	事務局長経営指導員

・本計画により、商工会と浦幌町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する
2週間~4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

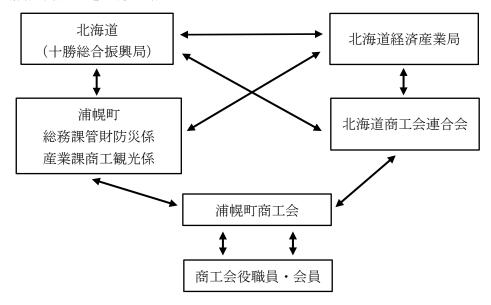
・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策 を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡 体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生 防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は 報告を行う。
- ・被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定 する方法にて、十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- •被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況(建物・機械設備・商品など詳細に記載)
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・浦幌町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援 派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、浦幌町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

1 実施体制(商工会と関係市町村の共同体制)



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 本所 経営指導員 石橋 憲幸(連絡先は下記3(1)参照)
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。
- 3 商工会、関係市町村連絡先
- (1) 商工会

浦幌町商工会

〒089-5603 北海道十勝郡浦幌町字本町100番地

Tel: 015-576-2186 Fax: 015-576-2180

E-mail: ushoukou@rose.ocn.ne.jp

(2) 関係市町村

浦幌町産業課商工観光係

〒089-5614 北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6

Tel: 015-576-2181 Fax: 015-576-2519

E-mail: soumu@urahoro.jp

4 その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額		620	470	620	470	620
	・専門家派遣費	350	350	350	350	350
	・セミナー開催費	70	70	70	70	70
	・パンフ、チラシ作成費	150	0	150	0	150
	• 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法

会費収入、浦幌町補助金、道補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。